

6 助成制度のある市の業務について

市では各種助成制度を設けて事業を推進し、市民サービスの向上を図っています。そのうち、自治会活動に関係の深い制度は次のとおりです。

(1) 補助金制度

担当課	事業名	区分	補助率	補助限度額
地域 コミュニ ティ課	①集会所整備事業	集会所の新築	工事精算額の 3/5以内	15,000,000 円
	②集会所施設整備事業	集会所施設の増築、改修及び修繕並びに附帯施設の整備、改修及び修繕	工事精算額の 1/2以内	600,000 円
	③放送施設整備事業	新設	工事精算額の 1/2以内	250,000 円
		増設、修繕	工事精算額の 1/2以内	130,000 円
		アンプの新設、増設 (アンプ本体のみ)	工事精算額の 1/2以内	200,000 円
		アンプの修繕 (アンプ本体のみ)	工事精算額の 1/2以内	100,000 円
	④掲示板整備事業	新設	工事精算額の 1/2以内	250,000 円
		増設、修繕	工事精算額の 1/2以内	130,000 円
	⑤防犯灯設備整備事業	防犯灯新設(LEDのみ対象)	工事精算額の 1/2以内	1基につき 15,000 円
		小柱の更新、修繕	工事精算額の 1/2以内	1柱につき 25,000 円
	⑥集会所施設耐震対策事業	集会所施設の耐震診断(木造)	耐震診断に要 する費用の 1/2以内	250,000 円
		集会所施設の耐震診断(木造 以外)	耐震診断に要 する費用の 1/2以内	400,000 円
		集会所施設の耐震設計(木造)	耐震設計に要 する費用の 1/2以内	150,000 円

		集会所施設の耐震設計(木造以外)	耐震設計に要する費用の1/2以内	500,000 円
		集会所施設の耐震工事	工事精算額の1/2以内	5,000,000 円
廃棄物対策課	①ごみ収集ボックス設置事業	ごみステーションへの収集ボックス設置	購入・製作、据付等に要する費用の1/2	1個につき 100,000 円
	②ごみステーション監視カメラ設置事業	ごみステーションへの監視カメラ設置	購入、据付等に要する費用の1/2	1台につき 30,000 円

新居浜市へ補助金を申請する場合、次のことに注意して作成してください。

1. 申請者について

①認可地縁団体となっている自治会が申請する場合
申請者住所は市に届け出している主たる事務所の住所
申請者は〇〇自治会（認可地縁団体）

②認可地縁団体以外の自治会が申請する場合
申請者住所は自治会長の自宅住所
申請者は〇〇自治会

2. 事業実績報告書、請求書についても同様に作成してください。

3. 補助金振込口座について

振込口座は自治会名義の口座に限ります。

4. 振込通知は発送しません。通帳を記帳してご確認ください。補助金確定通知書が届いたにもかかわらず、1か月以内に入金がない場合は担当課にお問い合わせください。

<コミュニティ施設等整備事業について>

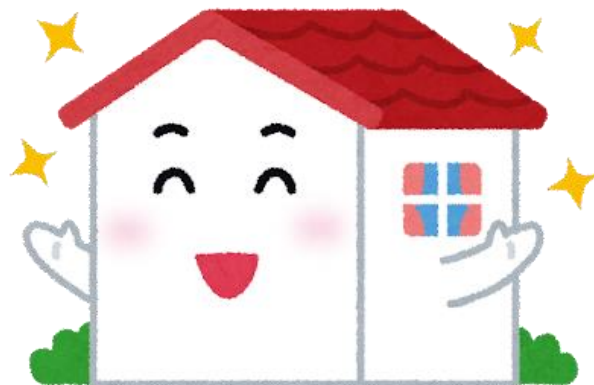
P6、7の表にある事業のうち、地域コミュニティ課で担当している補助事業をまとめて「コミュニティ施設等整備事業」と呼びます。

本事業では、自治会が行う集会所施設等の整備に対して、予算の範囲内において補助金を交付しています。補助の対象は①集会所整備事業、②集会所施設整備事業、③放送施設整備事業、④掲示板整備事業、⑤防犯灯設備整備事業、⑥集会所施設耐震対策事業で、早期に補助金必要額を把握するため、**年に一度、9月に次年度の申請予定調査を行っています。**（①集会所整備事業については調査対象外ですので、予定のある自治会は直接、地域コミュニティ課までご相談ください。）

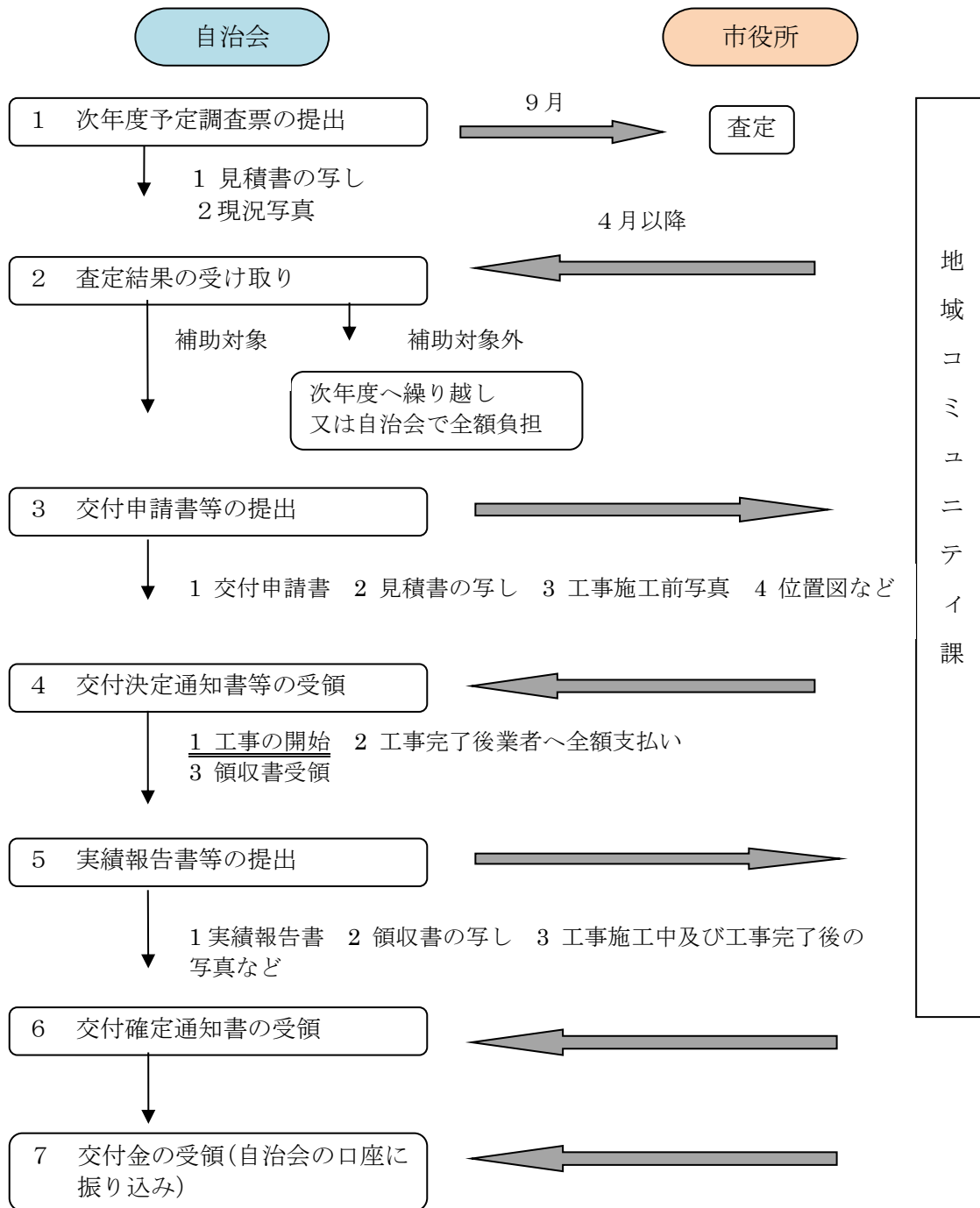
なお、⑥集会所施設耐震対策事業の対象となる集会所は、昭和56年5月31日以前に工事に着手した旧耐震基準に基づいて建築された集会所です。まず、耐震診断を実施し、その診断により倒壊または崩壊の危険があると診断されたものに限り、耐震設計、耐震工事が補助対象となります。

注意事項

- 1 集会所整備事業は、基本的に自治会館を新築する場合の建設費用に対する補助となります。外構工事、土地購入費、諸費用等は補助対象外となります。また、年に1館建設分の予算となっていますので、希望どおりの年度での対応は難しいこともあります。必ず事前に地域コミュニティ課へのご相談をお願いします。
- 2 集会所施設整備事業は、事業費総額3万円未満、放送施設整備事業及び掲示板整備事業は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- 3 防犯灯は、新設（LED 限定）、移設（LED 限定）される場合のみ補助対象となります。補助灯数に制限はありませんが、申請灯数が予算を超えた場合は連合自治会で調整します。
- 4 新設された防犯灯は自治会管理となり、電気代及び修繕等についても引き続き自治会をお願いします。（電気代については一部交付金で返金します。）
- 5 防犯灯の設置は、原則、四国電力柱又は NTT 柱となります。また、工事業者は、四国電力の引込線工事認定店又は外灯工事認定店でを行うこととなります。
※P29一覽参照（変更もありますので発注の際には、業者へ確認してください。）
- 6 新設の設置基準については、原則、次のとおりとします。
 - ・多くの市民が通行する道路を照明する場所
 - ・防犯上危険と認められ、小中学生等の通学がある道路
 - ・設置により農作物等に悪影響を与えることのない箇所
 - ・住宅地にある四国電力柱又は NTT 柱への設置
（注意：NTT 柱に設置する場合は、NTT の設置承諾書が必要となります。）
 - ・近隣住民の設置同意を得た箇所上記の基準を満たしたうえで、原則、電柱2本に1本間隔以上
- 7 ②～④の整備事業については同一年度にいずれか1つのみ補助対象となりますが、②～④のうちいずれかの事業と⑤⑥との組み合わせは可能です。
- 8 アンプの更新及び事業費が130万円以上の工事の補助金を申請する際は、見積もりが2者以上必要です。
- 9 予定調査から実施までに年度をまたぐので、自治会長に変更がある自治会では、次年度の自治会長へ必ずコピーを残して引継をお願いいたします。



●補助金申請の流れ



工事は、年度内（3月31日まで）に完了させて下さい。

令和〇〇年度コミュニティ施設等整備事業補助金申請予定調査について（様式）

令和 年 月 日

自治会長 各位

地域コミュニティ課長

令和〇年度コミュニティ施設等整備事業補助金申請予定調査について（依頼）

毎年コミュニティ施設等整備事業補助金につきましては、予算を大幅に超える申し込みが続いており、来年度も同様の状況が予想されます。

このため、各自治会の希望を早期に集約させていただき、補助金必要額を把握するため、令和〇年度（令和〇年〇月～令和〇年〇月）の工事予定について、調査を実施することといたしますので、期限までに必要書類の提出をお願いします。

なお、この予定調査票で提出していただいたもの以外は、来年度の補助は原則的に認められませんので、漏れのないようご提出ください。

- 1 提出書類 別紙調査票（工事区分ごとに提出）及び
見積書（今年度発行されたもの）の写し
※集会所修繕の場合は、現況写真が必要です。
- 2 提出期限 令和〇年 9 月〇日
- 3 提出先 地域コミュニティ課
- 4 補助金額

事業名	補助率		補助限度額	備考
①集会所施設整備事業	工事精算額の 1/2 以内		600 千円	①～③のうち、いずれか一つの事業に限ります。
②放送施設整備工事	新設	工事精算額の 1/2	250 千円	
③掲示板整備事業	増設、修繕		130 千円	
④アンプ更新工事 (アンプ本体のみ)	新設、増設	工事精算額の 1/2 以内	200 千円	
	修繕		100 千円	
⑤防犯灯整備事業	防犯灯器具新設 (LED限定)	工事精算額の 1/2 以内	1 基につき 15 千円	設置希望場所の 地図を添付
	小柱工事		1 柱につき 25 千円	
⑥耐震対策事業	耐震診断	工事精算額の 1/2 以内	250 千円	木造
			400 千円	非木造
	耐震設計		150 千円	木造
			500 千円	非木造
耐震工事	5,000 千円			

5 注意事項

- (1) 集会所施設整備工事は、事業費総額3万円未満、放送施設及び掲示板整備工事は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- (2) 新設された防犯灯は、自治会管理となり、電気代及び修繕についても自治会をお願いします。(電気代については、一部交付金で対応します。)
- (3) 防犯灯の設置は、原則、四国電力柱またはN T T柱にしてください。
- (4) 防犯灯設置工事業者は、四国電力の引込線工事認定店又は外灯工事認定店をお願いします。(別紙をご参照ください)
- (5) 防犯灯新設の場合は、別紙の「防犯灯新設の場合の考え方」を確認してください。
- (6) 耐震対策事業は、昭和56年5月31日以前に工事に着手した旧耐震基準に基づいて建築された集会所に限ります。
- (7) **今回の調査は事前調査であり、補助金の申請ではありません。**(今回の調査は、工事内容等を査定し、来年度の予算要望をするためのものです。工事実施が可能な場合は、来年4月以降、市から各自治会へ補助金申請書類を送付します。工事はその書類を提出後、補助決定を受けてからとなります。) **また、申請件数が多い場合、予算の都合上、来年度の補助ができない場合や次年度へ繰り越す場合(この場合も連絡します)もありますので、ご理解をお願いします。**
- (8) **すでに来年度の計画として、ご相談、ご提出をいただいている場合も改めて書類(調査票、見積書(今年度発行されたもの)及び現況写真)の提出をお願いします。**

(問い合わせ先) 市民環境部地域コミュニティ課	電話65-1218
-------------------------	-----------

防犯灯の新設（LED 限定）を希望される場合について（お願い）

令和〇〇年度に、防犯灯を新設する予定のある場合は、工事予定調査票の防犯灯の欄に記入し、設置場所の地図を添付して提出して下さい。

提出される際には、「防犯灯を新設する場合の考え方」を再度ご確認のうえ、各自治会で必要な灯数をご記入下さい。

なお、「防犯灯を新設する場合の考え方」に、当てはまらない場合は、補助の対象とならないこともありますので、ご注意下さい。

自治会ごとに設置灯数の制限はありませんが、要望調査後に、灯数の調整をさせていただくことがあります。

令和〇〇年度工事分については、今回の調査票の提出期限までに提出がない場合は、補助の対応ができないこともありますので、必ず期限内にご提出をお願いします。

※ 防犯灯（LED のみ）を新設する場合の考え方

<設置場所>

- ・多くの市民が通行する道路を照明する場所
- ・防犯上、危険と認められ、小中学生等の通学がある場合
- ・設置により農作物等に悪影響を与えることのない箇所
- ・原則、住宅地にある四国電力柱又は NTT 柱

（注意：NTT 柱に設置する場合は、NTT の設置承諾書が必要となります。）

- ・近隣住民の設置同意を得た箇所

<設置間隔>

- ・上記の基準を満たしたうえで、原則、電柱 2 本に 1 本間隔以上

(2) 交付金制度

事業名	内容	交付金の総額	配当額の算定方法
防犯灯維持管理事業	防犯灯電気料金 ※新設分・・・単位自治会へ交付 既存分・・・市連合自治会へ交付	13,833,756 円 (令和4年度予算)	新設分・・・平成26年4月1日以降設置された防犯灯→設置後1灯当たり1月100円で算定した額
新居浜市連合自治会活動事業	・新居浜市連合自治会総会 ・新居浜市連合自治会研修事業 ・金婚式及び自治会役員表彰事業 ・自治会加入促進事業 ・新居浜市連合自治会女性部活動事業	586,000 円 (令和4年度予算)	
新居浜市広報活動等事業	・市政だよりの配布 ・その他の広報活動及び自治会に対する事務支援	28,125,980 円 (令和4年度予算)	新居浜市連合自治会活動事業 1世帯当たり 45 円 校区連合自治会活動事業 1世帯当たり 125 円 単位自治会活動事業 1世帯当たり 650 円
ごみ減量化等啓発事業	・ごみ収集カレンダーの配布	450,000 円 (令和4年度予算)	1世帯当たり 10 円
コミュニティ活性化事業	・意欲のある地域(校区単位)で取り組む事業	15,300,000 円 (令和4年度予算)	校区事業費定額(40万円) + 世帯数割
れんじメール送付事業	自治会長への緊急連絡の際にショートメール送付	330,000 円 (令和4年度予算)	27,500 円×12ヶ月
敬老地域ふれあい事業	敬老会等、高齢者参加型の敬老事業に参加した70歳以上の方を対象とした事業 (※担当課 介護福祉課)	9,460,000 円 (令和4年度予算)	敬老会に参加した70歳以上の人数×@1,000円 均等割として一律20,000円を上乗せ
地域環境維持活動支援事業	ごみステーションの管理など、地域の環境維持に係る活動支援 (※担当課 廃棄物対策課)	20,000,000 円 (令和4年度予算)	・自治会内推計総人口×加算額 ・均等割として一律20,000円を上乗せ

敬老地域ふれあい事業交付金申請書（様式）

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付申請書

（宛先）新居浜市長

（申請者）

住所または所在地

新居浜市

実施主体名

代表者名

連絡先

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業実施日	年 月 日
実施場所（会場名）	
70歳以上の参加人数	人
事業内容	
交付申請額	円

交付金算定方法 ①70歳以上参加者数×1,000円
(①+②) ②均等割 一律20,000円

添付書類

- 参加者名簿
- 事業の写真
- 事前通知書もしくは実施のお知らせチラシ等
- 事業収支決算書